

# 松本会計通信

2008年6月4日(水)

〒330-0061 埼玉県さいたま市浦和区常盤9-17-1

松本税理士事務所 TEL 048-825-5531 FAX 048-832-4584

Email matsumoto-y@tkcnf.or.jp

## 就業規則で経営改善

### 社内の法律を見直しませんか？

中小企業にとって原材料の高騰で薄利の受注が余儀なくされている厳しい経営環境ですが、その一方で少ロット化によって業務多忙による残業が頻繁に発生します。残業の発生は人件費の増大につながります。では、どうすればよいのでしょうか。

### 就業規則を見直すには

まずは、業種や就業実態にあわせて就業規則を見直しましょう。

原則、1日の法定労働時間（8時間）を越えた場合には残業代（割増賃金）を支払わなければなりません。

しかし、業種によっては変形労働時間制やみなし労働時間制などを導入することにより、社員のやる気を損なわず、かつ、経費削減を達成することが可能となります。企業にとっても社員にとっても未来を見つめたときも、今起きている問題をきちんと受け止め、安定した経営と社員のやる気を維持することが重要ではないでしょうか。

すなわち、それを実現する就業規則を作成・見直すことが中小企業の経営維持のための最良の方法であるといえるでしょう。

### 将来を見据えれば・・・

就業規則を見直すことにより経営を改善することも可能ですので、就業実態に合わせた就業規則の作成・見直しをご検討ください。

そんなことが、できるのかあ！

うちの会社も、忙しさにナミがあるから

これはいいかも！！

